## 輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 参照条文

○外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)(抄)	○外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)(抄)○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)
○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)	
	輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)

## ○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)

#### (輸出の許可)

- 第 域を仕向地とする特定の 条 外国為替及び外 玉 [貿易法 種類の貨物の 昭 和 輸出は、 二十四 年 別表第 ·法律第二百二十八号。 中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とする 以 下 法」 という。 第四十八条第 項に規定する政令で定める特 定 0 地
- 2 輸出の承認 法第四十八条第 項 0 規 定による許可を受けようとする者は、 経済産業省令で定める手続に従 当 該 許可 Ö 申 請をしなけれ ばならな

# 一 別表第二中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出

- 第二条 ならない。 次の各号の 11 ず れ かに該当する貨物の 輸出をしようとする者は、 経済産業省令で定める手続に従 い 経済産業大臣 0) 承 認 を受け なけ れ
- の 二 鮮を仕向地とする輸 別表第二の二に掲げる貨物 (別表第二 \_ の 一、 三六、 三九から四一まで及び四三から四五までの 項 0 中欄 .掲げる貨物を除く。 0 北
- の 三 から三 五の四まで、 別表第二の三(第二号フからモまで、 兀 四及び四 五 の 項の中間 欄に掲げる貨物を除く。 第二号の二及び第三号を除く。)に掲げる貨物 のベラル ーシを仕向地とする輸 (別表第二の二○から二一の三まで、二五、 Ш
- 0) 0 中 兀 欄に掲げる貨物を除く。 別表第二の三に掲げる貨物 のロシアを仕向地とする輸出 (別表第二の一、二○から二一の三まで、二五、三五から三七まで、 兀 Ó 兀 及 び 四三 か 5 兀 Ŧī. まで  $\mathcal{O}$ 項
- の 五 ľ, を仕向 ウクライナ 地とする貨物 (ドネツク州及びル (別表第二 ハンスク州の区域のうち、 三四の 項を除く。 中欄に掲げる貨物を除く。 経済産業大臣が告示で定める区域 の輸 出 に限る。 第四 1条第 二項 第一 号 へに お て同
- の六 を除く。 ベラルーシを仕向地とする貨物 )に掲げる貨物を除く。 の輸出 (別表第二 (三四 (経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。  $\mathcal{O}$ 項を除く。 )中欄及び別表第二の三(第二号フからモまで、 第 一号の二及び第
- 0) 示で Ĺ 指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。 口 アを仕向 地とする貨物 (別表第二 (三四の項を除く。 中欄及び別表第二の三に掲げる貨物を除く。 0) 輸 出 **経** 済 産業大臣 が
- れる加工 (以 下 外国にある者に外国での加工を委託する委託加工貿易契約 原材料のうち、 指 定 加 Ĭ という。 経 済産業大臣が指定加工の に該当するものに限る。 区分に応じて定める加工原材料で当該指定加工に該当する加工に係るものに限る。 )による貨物 (当該委託加工貿易契約に係る加工の全部又は (当該委託加工貿易契約に係る加工で指定加工に 部が経済産業大臣が定める加 該当するものに使用さ 工

出

- 2 経 済産業大臣 同 なけ 口は、 れ 別 ば 表第二の三〇及び三三の 項 0 中 欄 に 掲 げ る貨物に つい 、て前項 第 号の 規定による承認をするに は、 あ 6 か じ め 農林 水産
- 3 る場合に限り、 経済産業大臣 は、 別表第一 項の規定による承認をするものとする。 の三五 \_ \_ \_ の 項 及び 四三の 項 の中 欄 に掲げる貨物につい ては、 他 の法令による輸出 0) 許 可 文 は 確認を受けて

#### 第三条 削 除

第

大臣の

高意を得

ならな

(特例)

第四条 でない 法第四 十八条第一 項 の規定は、 次に掲げる場合に は、 適用 しな V ) ただし、 別 表第 0) 0 項 の中欄に 1掲げる貨物につ V て は 0 限

され 仕向地として輸出しようとする場合にあつては、 仮に陸揚げし たもの (第三号及び第四号に た貨物のうち、 本邦以外の おい て 外 地域を仕 国 向 次に掲げるいずれの場合にも該当しないときに限る。)。 け 仮 向 陸 地とする船荷証券 揚げ 貨 物 という。 (航空貨物運送証 を輸出しようとするとき その 他船荷証券に準ずるもの (別 表第三に掲げる地域以外 を含む。 に 0 より運送 地 域を

う。 で定めるとき。 しくは無人航空機であ その貨物が核兵器、 の 開 発、 製造、 使用又は貯蔵 つてその射程若しくは航続距 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの <u>п</u> 及び 同号に において 離が三百キロ 「開発等」 メー とい 1 ル 以上の 散布の 、 う。 もの 0) ための装置又はこれらを運搬することができるロ ために用 (п, 第三号及び第十四条において いられるおそれがある場合として経済産業省合 「核兵器等」とい ーケッ ト岩

その貨物が核兵器等 の開発等のために用 1 5 れるおそれ があるものとして経済産 業大臣 カコ ら 許 可 0) 申請 をすべ き旨 0 通 知を受けたとき

次に掲げる貨物を 輸出 しようとするとき。

イ 外国貿易船又は 航空機が自己の用に供する船 用 品 又は 航空機用

口 理を要するもの 航 空機 0 部 分品 で あつて無償で輸出するもの 並 びに航空機の発着又は航行を安全に するために 使用される機上装備用の機械及び器具並びにこれらの 部 分品 のうち、 修

- 国 |際機関が送付する貨物であつて、 我が国 が締結した条約その 他 0) 国 際約 東に ょ ŋ 輸 出 に 対する制限を免除さ れ 7 1 るも
- = 本 ・邦の大使館、 公使館、 領事館その他これ に準ずる施設に送付する公用の貨

ハ

- ホ 無 償で輸 出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、 経済産業大臣 が告示で定め るも
- 輸入すべ きものとして無償で輸出する貨 物で あ つて、 経済産業大臣が告示で定め るも  $\mathcal{O}$

 $\equiv$ 

别 表第 0) 六 の 項に掲げる貨物 (外国向け仮陸揚げ貨物を除く。 を同項の 下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であ

て、 れ 次に 場 掲 ※合に げるいずれ 該当しないとき。 の場合にも (別 表第三の二に 掲 げ る地 域以外の 地域を仕 向 地として輸出 しようとする場合にあ つって は イ、 口 及 びニ

イ その 貨 が 核兵器  $\mathcal{O}$ 開 発等のために 用 1 5 れ るおそれ がある場合として経済産業省令で定めるとき。  $\mathcal{O}$ 

ず

ŧ

口 貨物が 核 兵 等 0) 開 発等のために用いら れるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通 知を受けたとき。

その貨物が別 表第 0) 0 項の中欄に掲げる貨物 **(核** 兵器等に該当するものを除く。 ニにおいて同じ。 0) 開 発、 製 造 又は使用 のために

用いら れるおそ れが ある場合として経済産業省令で定めるとき。

= 可 その 0 申請をすべき旨の通知を受けたとき。 貨物が別 表第一  $\mathcal{O}$ 0 項の中欄に掲げる貨物の開 発、 製造又は 使用のために用い 5 れ るおそれがあるものとして経 済 産 業大臣 から

地域以外の 以 0 Ł 0 地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、 外国 一向け 仮陸揚げ貨物を除く。 を別表第四に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとするとき 前号の 及びニのいずれの場合にも (別表第三の二に掲げる地域 (イ (別表第三に掲 げる

イ、

口

兀

別

表第

0)

五.

か

ら一三まで又は一

五の項の中欄に掲げる貨物であつて、

総価額が百万円

(別表第三の三に掲げる貨物に

あ

つては、

五.

万円)

ラク及び北 朝鮮を除く。 を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、 同号のイからニまでのいずれの場合にも) 該当しないときに限

2 第 る。 二条の 規定は、 次に掲げ る場合には、 適用しない。 ただし、 別表第二の三七から 四一まで及び四三から四五 世まで 0 項  $\hat{O}$ 中 -欄に 掲 げる貨

ついては、 この限りでない

び三五の二の 仮に陸揚げ 項 した貨物を輸出しようとするとき。 に掲げる貨物にあつては、 経済産業大臣が告示で定めるものを除く。 ただし、 別表第二の 一、三五及び三五の二の項の中欄に掲げる貨物 を輸出しようとする場合を除 (同 表 0  $\mathcal{O}$ 項 0 中 欄 及

別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき。 ただし、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除

及び 別表第二 に掲げ 0) 0) る貨物にあ 項の中欄、 三五の三の項(一) つては、 経済産業大臣が告示で定めるものに限る。 及び (六) 並びに三五の四及び三六の項の中欄に掲げる貨物 同 表の三五 の三の 項

口 別表第五第一 一号に掲げる貨物のうち、 別表第二の三五及び三五の二の 項の中欄に掲げるも

別 表第五第二号及び第三号に掲げる貨物のうち、 別表第二の二に掲げる貨物であつて、 北朝鮮を仕向 地とするも

= 别 五 第 一号に掲げる貨物のうち、 別表第二の三に掲げる貨物であつて、 ベラル ] ・シを仕り 向地とするも

 $\mathcal{O}$ 

ホ 表第五 一号に掲 げ る貨物のうち `別表第二の三に掲げる貨物及び別表第五第三号に掲げる貨物のうち別表第二 の三第三号に掲げる貨

で 口 シアを仕向地とするもの

物に

- 別表第五第二号に掲げる貨物であつて、ウクライナを仕向地とするもの
- 出に係るものに限る。 表第五 第一 一号に掲げる貨物であつて、 ベラルー シ 又は 口 シ アを 仕向地とするもの (第二条第 項第 一号の六又は第一号 Ď 七に規定する
- 項 別表第二の三五 同 及び 法第十五条の四の七第一 (六) に掲げる貨物 の二の項(二)に掲げる貨物であつて、 項において準用する場合を含む。)に規定する者が輸出しようとするとき。ただし、 (経済産業大臣が告示で定めるものに限る。 廃 棄物の処理及び清掃に関する法律 )を輸出しようとする場合を除く。 (昭和四十五年法律第百三十七号) 別表第二の三五の三の 第十条第二
- 兀 とき。 組員が別表第二の二に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出しようとする場合及び別表第二の三第三号に掲げる貨物をロシアを仕向 る者が同表の三六の 別表第六上欄に掲げる者が本邦から出国する際、 及び ただし、 (六) 別 に掲げる貨物にあつては、 表第二の一の項の中欄、 項の中欄に掲げる貨物 三五の三の項 (経済産業大臣が告示で定めるものを除く。 経済産業大臣が告示で定めるものに限る。 同表下欄に掲げる貨物を本人が携帯し、 (一) 及び(六) 並びに三五 の四の項の中欄に掲げる貨物 を輸出しようとする場合、一時的に入国して出国す を輸出しようとする場合並びに船舶又は航 又は税関に申告の上別送して、 (同表の三五 出 しようとする 空機 の三の項 地とし の乗
- 3 物を輸出しようとする場合には、 前 項に規定する場合のほ か、 第二条第一項第 適用しない。 号の規定は、 総価 額が別表第七中欄に掲げる貨物の区分に応じ同表下 -欄に 掲 だげる金 額 以下 0 貨

輸出しようとする場合を除く。

- 4 第二項に規定する場合のほ か、 第二条第 一項 第二号 の規 定 は、 総 価 額が 百 万円以 下 の貨物を輸出しようとする場合に は 適 用 L な
- 第五条 よる承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならな 税関は、 経済産業大臣 0) 指示に従 貨物を輸出しようとする者が法第四十八条第一 項 の規定による許可若 しく は 第二条 第一 項 の規 定に
- 2 税関は、 前項の 規定による確認をしたときは、 経済産業省令で定めるところにより、 その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

#### 第六条 削除

(税関の

確認等

(輸出の事後審査)

第七条 経済産業大臣は、 第十 条の規定による報告に より、 当該貨物の 輸出が 法令の規定に従つているか否かを審査するも のとする。

(許可及び承認の有効期間)

2 第

八条 経 済産業大臣は、 法第四十 八条第一 特に必要があると認めるときは、 項の規切 定による許可 及び 第二条第一 前項に規定する許可又は承認について、 項 の規 定による承認の 动期 間 は、 同 ・項の期間と異なる有効期間を定め、 その許可又は承認をした日 から六月とする。 又はその有

効期間を延長することができる。

(法令の違反に対する制裁の通知)

第九条 経済産業大臣 は、 法第五十三条第一 項又は第二項の規定による処分をしたときは、 その旨を遅滞なく税関に通知するものとする。

(使用人)

第十条 法第五十三条第四項第一号に規定する政令で定める使用人は、使用人のうち、次に掲げる者とする。

営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として経済産業省令で定める者

法第五十三条第一項又は第二項の規定により禁止された業務を統括する者その他これに準ずる者として経済産業省令で定める者 (前号に掲

げる者を除く。)

(報告)

第十一条 を輸出した者又は当該貨物を生産した者その他の関係人から必要な報告を徴することができる。 経済産業大臣は、 法 (第六章及び第六章の三に限る。) 及びこの政令の施行に必要な限度において、 貨物を輸出しようとする者、 貨物

(権限の委任)

第十二条 次に掲げる経済産業大臣の権限は、税関長に委任されるものとする。

別表第二の三九から四一まで及び四三の項の中欄に掲げる貨物 (同表の四三の項の 中欄に掲げる貨物にあつては、 経済産業大臣が告示で定

めるものを除く。)に係る第二条第一項の規定による承認の権限

次に掲げる権限であつて、経済産業大臣の指示する範囲内のもの

価額の全部につき支払手段による決済を要しない貨物に係る第二条第一項の規定による承認の権限

保税地域に搬入し、 蔵入れし、又は移入された貨物であつて、 保税地域から積み戻す貨物に係る第二条第一項の規定による承認の権限

ハ 法第六十七条第一項の規定によりイ又はロの承認に条件を付する権限

ロイ

= 第八条第二項の規定により、 法第四十八条第一項の規定による許可又は第二条第一 項の規定による承認の有効期間を延長する権限

(政府機関の行為)

第十三条 経済産業大臣が貨物の輸出を行う場合は、 この政令の規定は、 適用し ない。

2 第五条の規定は、前項の場合に準用する。

(核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい

第十四条 法第六十九条の六第二項第二号に規定する政令で定める貨物は、 別表第一の一の項((五)、 (六)及び(十)から(十二) までを除

物

及び同表の二から四までの項の中欄に掲げる貨物 (核兵器等を除く。)とする。

陈 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令施行前に貿易等臨時措置令(昭和二十一年勅令第三百二十八号)に基く命令の規定による輸出の許可を受けた者は、 第一条第一項の

承認を受けたものとみなす。

3 二一の三まで、二五、三〇、三三、三五から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。)の」と、第四条第二項第二号ハ 中「及び第三号」とあるのは「に掲げる貨物のうち、 から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。)の北朝鮮を仕向地とする」とあるのは「北朝鮮を仕向地とする貨物 条」と読み替えるものとする。 「適用しない。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物については、この限りでない」と、 令和五年四月十三日までの間は、第二条第一項第一号の二中「別表第二の二に掲げる貨物 北朝鮮を仕向地とするもの及び同表第三号」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは 別表第二の二中「第二条、 (別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三 第四条」とあるのは (別表第二の一、一九から

別表第一(第一条、第四条関係)

は金属プルトニウムの製造用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品 ルトニウム、しゅう酸プルトニウム、過酸化プルトニウム、三ふっ化プルトニウム、 四ふっ化プルトニウム若しく

+--除く。) ガス遠心分離機の製造に用いられるしごきスピニング加工機又はその部分品 (四の項の中欄に掲げるもの

核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの

数値制御を行うことができる工作機械

(十三) 2 測定装置(工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。) 誘導炉、 アーク炉若しくはプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉又はこれらの部分品若しくは附属

装

ロボットであつて、次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの制御装置

アイソスタチックプレス又はその部分品若しくは制御装置

(四の項の中欄に掲げるものを除く。

(十四)

(十五)

防爆構造のもの

2 放射線による影響を防止するように設計したもの

(十七) ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料であつて、次に掲げるもの (四の項の中欄に掲げるものを除

(四の項の中欄に掲げるものを除く。)

(十六)

振動試験装置又はその部分品

アルミニウム合金

2 炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維、 炭素繊維若しくはガラス繊維を使用したプリプレグ又は炭素繊

維若しくはアラミド繊維を使用した成型品

3 マルエージング鋼

チタン合金

くは一次製品(電子機器の部分品に用いるベリリウム酸化物の半製品及び一次製品を除く。) ベリリウム若しくはベリリウム合金の地金若しくはくず若しくはベリリウム化合物又はこれらの半製品若

核兵器の起爆用のアルファ線源に用いられる物質又はその原料となる物質((一)に掲げるものを除く。

ほう素一〇

 $\widehat{\underline{\phantom{a}}}\underline{+}\underline{\overline{\phantom{a}}}\underline{=}$ 二十五 (二十三) (二十四) (=++)しくは一次製品 はこれらを組み合わせたものに限る。) これらの半製品若しくは一次製品 タングステン、タングステンの炭化物又はタングステン合金の一次製品 リチウム若しくはリチウム合金の地金若しくはくず若しくはリチウム化合物若しくはリチウム混合物又は 核燃料物質の製造用の還元剤又は酸化剤として用いられる物質 アクチニドに対して耐食性のある材料を用いたるつぼ ハフニウム若しくはハフニウム合金の地金若しくはくず若しくはハフニウム化合物又はこれらの半製品 (円筒形のもの、 半 ・球形のも 0

(二十六) (二十七) 製品若しくは一次製品 ジルコニウム若しくはジルコニウム合金の地金若しくはくず若しくはジルコニウム化合物又はこれらの ふっ素製造用の 電解槽

三十 三十一) (二十九) (二十八) フィラメントワインディング装置又はその部分品若しくは制御装置 ウランの同位元素の分離に用いられるガスレーザー発振器、 ガス遠心分離機のロータの製造用若しくは組立用の装置又はその部分品 遠心力式釣合い試験機 (一面釣合い試験機を除く。) 固体レーザー発振器又は色素レー

(三十三) (三十二) 六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いた圧力計又はベローズ弁 核燃料物質の分析に用いられる質量分析計又はイオン源 (三の項の中欄に掲げるも 0)

(三十五) (三十四) ウランの同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプ(三の項の中欄に掲げるものを除く。) ソレノイドコイル形の超電導電磁石

(三十五の二) 五)及び三の項の中欄に掲げるものを除く。 スクロール型圧縮機又はスクロール型真空ポンプであつて、 ベローズシー ルを用いたもの((三十

(三十六) 電子加力 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置 速器又はフラッシュ放電型のエックス線装置 (四 の 項の中欄に掲げるものを除く。

二十八) 発射体を用いる衝撃試験機

-ザー発

振

	ち経済産業省令で定める仕様のもの	
袋置又はその部分品若しくは附属装置であるも	(二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置	
	こして経済産業省令で定めるもの	
毒性を有する物質若しくはその原料となる物質│全地域	(一) 軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒	11]
	(五十二) 防爆構造の容器	
一次製品	(五十一) レニウム、レニウム合金又はレニウムタングステン合金の一	
	(五十) ヘリウム三	
8の白金を用いた触媒	(四十九) 重水からトリチウムを回収するため又は重水を製造するため	
はトリチウムの製造に用いられる装置の部分品	(四十八) トリチウムの製造、回収若しくは貯蔵に用いられる装置又は	
	(四十七) トリチウム、トリチウム化合物又はトリチウム混合物	
メラ又はそのレンズ	(四十六) 放射線による影響を防止するように設計したテレビカメラマ	
	(四十五) 放射線を遮へいするように設計した窓又はその窓枠	
ユレーター	(四十四) 放射線被ばくの防止のために用いられる遠隔操作のマニピュ	
室の中性子発生装置	(四十三) トリチウム又は重水素と重水素との核反応による静電加速型	
	(四十二) 陽極パルス立上がり時間が短い光電子増倍管	
	7 雷管の部分品	
	6 キセノンせん光ランプの発光装置	
	5 パルス発生器	
	4 パルス用コンデンサ	
	3 高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品	
	2 トリガー火花間げき	
	1 三個以上の電極を有する冷陰極管	
に掲げるもの	(四十一) 核兵器の起爆又はその試験に用いられる貨物であつて、次に	
水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器	(四十) 流体の速度を測定するための干渉計、圧力測定器又は水晶圧電	
	(三十九) 高速度の撮影が可能なカメラ又はその部分品	

れらの部分品 らの部分品 修理に用いられる組立品又はその部分品であつて、 修理に用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は での部分品 での部分品 であつて、 であるの細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる がられる防護のための装置		物 理 的	5の2 噴霧乾燥器	5 凍結乾燥器	4 クロスフロ	3 遠心分離機	2 発酵槽又は	1 物理的封じ	もののうち経済	(二) 次に掲げる貨物であ	省令で定めるも	三の二(一) 軍用の細菌	のもの	(三) (三) 1又	11 空気中の物	10 焼却装置	9 ポンプ又は	8 多重管	7 弁又はその	6 かくはん機	<ul><li>5 充てん用の</li></ul>	4 蒸留塔若し	3 熱交換器若し	2 貯蔵容器	1 反応器
選伝子であって、経済産業省令で定める仕様 の部分品である 全地域	験用の装置	施設こおハて用いら	4燥器	п	ーろ過用	115%	発酵槽又はその部分品	用いられる装	のも	つて、軍用の細菌製剤の	00	製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であつて、経済産業		理に用いられる組立品又はその	の物質を検知する装置又はその部分品		ポンプ又はその部分品		部	又はその	の機械	くは吸	ねしくは凝縮器又はこれらの部分品 ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー		

																					四		
(十) 複合材料、繊維、プリプレグ若しくはプリフォームの製造用の装置又はその部分品若しくは附属品(九) ジェットミル若しくは粉末状の金属の製造用の装置又はこれらの部分品	ジェクス・ション ようになり (1450) は一つ いっとなっている 連続式若しくはバッチ式の混合機 (液体用のものを除く。) 又はそ	(七)(六)に掲げる貨物の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置又はこれらの部分品	(六) 推進薬又はその原料となる物質	(五の二) (五) 2に掲げる貨物に使用することができる軸受	3 ガスタービン	2 ポンプ	1 サーボ弁	(五) 推進薬の制御装置に用いられる貨物であつて、次に掲げるもの	(四) しごきスピニング加工機又はその部分品	スジェットエンジン、デトネーションエンジン、複合サイクルエンジン又はターボプロップエンジン	2 ターボジェットエンジン、ターボファンエンジン、ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パル	1 ロケット推進装置	らの部分品	段ロケットの切離し装置若しくは段間継手又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれ	(三) 推進装置であつて次に掲げるもの若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材若しくは多	の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品	(二) 多段ロケットの各段、再突入機若しくはその部分品、誘導装置若しくは推力の方向を制御する装置又はこれら	(一の二) 無人航空機又はその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品	分品	(一) ロケット又はその製造用の装置若しくは工具(型を含む。以下同じ。)若しくは試験装置若しくはこれらの部	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	9 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置	8 噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品

全地域

- +-ノズルであつて、 原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための ŧ  $\mathcal{O}$
- 口 ケット推進装置の ノズル若しくは再突入機の先端部の製造用の装置又はその制御装置
- 十三 アイソスタチックプレ ス又はその制 御装置
- 十四四 炭素及び炭素繊維を用いた複合材料の炭素の密度を増加させるために設計した炉又はその 制御装置
- 十五 口 ケット又は無人航空機に使用することができる構造材料であつて、 次に掲げるもの
- 複合材料又はその成型品

1

- 2 人造黒
- 3 タングステン、 モリブデン又はこれらの合金を主たる構成物質とする粉
- ル エージング鋼

4

- 5 チ タンにより安定化されたオー ステナイト・フェライト系ステンレス鋼
- (十六) これらの製造用の装置若しくは工具、 ロケット若しくは無人航空機に使用することができる装置であつて次に掲げるもの若しくはその部分品 試験装置 校正装置若しくは心合わせ装置若しくはこれらの部分品 一又は
- 加 速度計
- 2 ヤイロスコープ
- 1 又は2に掲げる貨物を用 1 た装 置

3

- 4 航 法装置
- 5 磁 気方位 センサー
- (十七) ロケット用若しくは無人航空機用の 飛 行制御装置若しくは姿勢制御装置又はこれらの試験装置、 校正装置 岩
- しくは心合わせ装置
- 十八) アビオニクス装置又はその 部 分品
- (十九) (十八の二) ロケット又は無人航空機に使用することができる熱電池 計 0) 項 0 中欄に掲げるものを除く。
- 航空機搭載用又は 船舶 搭載 用の 重力計 又は重力勾配
- $\frac{1}{1}$ 口 ケット又は無人航空機 0 発射 台 一又は地・ 上支援装置
- 口 口 ケット搭載用の電子計算機 ケット又は 無人航空機に使用することができる無線遠隔測定装置、 無線遠隔制御装置又は追跡装置

	<ul><li>(十二) 冷媒用の液体であつて、パーフルオロポリアルキルエーテルトリアジンのモノマー、パーフルオロアリファーエチレン又はポリブロモトリフルオロエチレンを主成分とするもの(十一) 振動防止用に使用することができる液体であつて、ジブロモテトラフルオロエタン、ポリクロロトリフルオとするもの</li></ul>	
	<ul><li>ニレンチオエーテル、アルキルフェニレンチオエーテル若しくはこれらの混合物又はふっ化シリコーン油を主成分(十) 潤滑剤として使用することができる材料であつて、フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェ</li></ul>	
	(九) 削除       (八) 超電導材料	
	ウランチタン	
	(六)(金属生滋生才科)はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品(二の項の中欄に掲げるものを除く。)	
	(五) ニッケル合金、チタン合金、ニオブ合金、アルミニウム合金若しくはマグネシウム合金若しくはこれらの粉又	
	(四) チタン、アルミニウム又はこれらの合金を超塑性成形又は拡散接合するための工具	
	(三) 芳香族ポリイミドの製品	
	(二) 削除	
	たもの	
	(一) ふっ素化合物の製品であつて、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体に使用するように設計し	
全地域	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	五.
	(二十六) ロケット又は無人航空機に使用することができる集積回路、探知装置又はレードーム	
	又はこれらの試験装置	
	(二十五) 音波(超音波を含む。以下同じ。)、電波若しくは光の反射若しくは放射を減少させる材料若しくは装置	
	(二十四の二) ロケット設計用の電子計算機	
	きる空気力学試験装置、燃焼試験装置、環境試験装置、電子加速器若しくはこれを用いた装置	
	(二十四) 振動試験装置若しくはその部分品又はロケット若しくは無人航空機の開発若しくは試験に用いることがで	
	(二十三) ロケット又は無人航空機に使用することができるアナログデジタル変換器	

	日新一で変化には分野で変化を対策して対象では	-	
	2 直線上の変立又は角度の変立を則定するためのもの	_	
	1 電子計算機又は数値制御装置によつて制御されるもの		
	の又はその部分品	<i></i>	
うるも	) 測定装置(工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。)であつて、次に掲げるも	(六)	
	) コーティング装置又はその自動操作のための部分品	五	
	) アイソスタチックプレス又はその部分品若しくは附属品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)	(四)	
	) 歯車製造用の工作機械	(==)	
	) 数値制御を行うことができる工作機械	(1-)	
	軸受又はその部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)	<u> </u>	
全地域	掲げる貨物(二の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	次に掲	六
	び四の項の中欄に掲げるものを除く。)	フド	
一及	九) ほう素若しくはその混合物、ほう素合金若しくはその混合物、硝酸グアニジン又はニトログアニジン(二及	(十九)	
	一五の項の中欄に掲げるものを除く。)		
四及び	プレグ、プリフォーム若しくは成型品又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品(二、四及	<b>→°</b>	
プリ	八) 有機繊維、炭素繊維、無機繊維若しくは(十六)に掲げる貨物を用いた繊維若しくはこれらを使用したプリ	(十八)	
	七) ふっ化ポリイミド又はふっ化ホスファゼン	(十七)	
	ンケトン、ポリアリーレンスルフィド又はポリビフェニレンエーテルスルホン		
レ	六) ビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド、芳香族ポリエーテルイミド、ポリアリー	(十六)	
	五) ポリジオルガノシラン、ポリシラザン又はポリカルボシラザン	(十五)	
	ほう素の炭化物若しくは窒化物であるもの	15	
くは	セラミックの複合材料であつて、その主たる構成物質がガラス、酸化物又はけい素、ジルコニウム若し	(十四)	
	二) チタンのほう化物を用いて製造したセラミック粉末	(十三)	
	カンを主成分とするもの	ъ	
アル	ティックエーテルのモノマー、パーフルオロアルキルアミン、パーフルオロシクロアルカン又はパーフルオロア	 =	

	(十四) ネットワークアナライザー		
	(十三) 周波数分析器	<u> </u>	
	(十二) 信号発生器	<u> </u>	
	(十一) デジタル方式の記録装置	<u> </u>	
	(十) アナログデジタル変換器(四の項の中欄に掲げるものを除く。)	<u> </u>	
	(九) サンプリングオシロスコープ	<u> </u>	
	(八の四) 電気光学効果を利用する光変調器		
	(八の三) 電力の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子又は半導体モジュール		
	(八の二) パルス出力の切換えを行うサイリスターデバイス又はサイリスターモジュール		
	(八) エンコーダ又はその部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)		
	(七) 高電圧用コンデンサ (二の項の中欄に掲げるものを除く。)	<u> </u>	
	(六) 一次セル、二次セル又は太陽電池セル	<u> </u>	
	(五) 超電導電磁石(二の項の中欄に掲げるものを除く。)		
	(四) 超電導材料を用いた装置		
	(三) 弾性波若しくは音響光学効果を利用する信号処理装置又はその部分品		
	(二) マイクロ波用機器若しくはその部分品又はミリ波用機器の部分品		
	(一) 集積回路(四の項の中欄に掲げるものを除く。)		
全地域	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	七次	
	(九)   絞りスピニング加工機	<u></u>	
	ピンドル		
	(八) フィードバック装置、複合回転テーブル又は加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるス		
	3 高い高度で使用することができるように設計したもの		
	2 放射線による影響を防止するように設計したもの		
	1 防爆構造のもの		
	(七) ロボットであつて、次に掲げるもの又はその部分品若しくは制御装置	<u> </u>	

	(五の四) 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知す(五の三) 無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくはこれらの作動を監視する装置又はこれらの部分品  (五の二) 監視用の方向探知機又はその部分品		
	フド		
	(四) 削余   (三) 通信用の光ファイバー		
	(二) 電子式交換装置		
	(一) 伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品(一五の項の中欄に掲げるものを除く。)		
全地域	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	九	
	で定める仕様のもの		1
全地域	電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令	八	
	(二十三) 多結晶の基板((十八)及び(二十二)に掲げるものを除く。)		1
	ものを除く。)又はインゴット、ブールその他のプリフォーム		
	(二十二) 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの基板((十八)に掲げる		
	(二十一) 燐、砂素又はアンチモンの水素化物		
	(二十) アルミニウム、ガリウム若しくはインジウムの有機金属化合物又は燐、砒素若しくはアンチモンの有機化合		
	(十八) 半導体基板		
	(十七の二) マスクの製造に用いられる基材		
	(十七) マスク若しくはレチクル又はこれらの部分品若しくは附属品(一○の項の中欄に掲げるものを除く。)		
	属品		
	(十六) 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附		
	(十五の二) スプレー冷却方式の熱制御装置		
_	(十五) 原子周波数標準器		

型 力 計 水 中 ル ー ザ ー 発 、 、 、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	の二) 非球面光学素子    光学器械又は光学部品の制御装置   光学部品であつて、セレン化亜鉛若しくは硫化亜鉛を用いたもの反射鏡	(四) 電子式のカメラ又はその部分品(二の項の中欄に掲げるものを除く。) (三) センサー用の光ファイバー(九の項の中欄に掲げるものを除く。)を除く。) を除く。) 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置(二及び一五の項の中欄に掲げるもの	m(一五の項の中欄に掲げるものを除く。)  音波を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置若しくは船舶用の対地速力の測定装置又はこれらの部分掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	機能を有する通信ケーブルシステム又はその部分品はその部分品による通信の内容を監視するための装置又はその部分品はその部分品による通信の内容を監視するための設計用の装置、製造用の装置、測定験装置又はこれらの部分品若しくは附属品とはである。までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定は、までする値がある。
		も の	部 分 全 地域	

全地域	次に掲げる貨物(四の項の中欄に掲げるものを除く。) であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	三
	(十) 音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置	
	(九) 閉鎖回路式又は半閉鎖回路式の自給式潜水用具	
	(八) 浮力材	
	(七) 回流水槽	
	(六) 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置	
	(五) 水中用のロボット (二及び六の項の中欄に掲げるものを除く。)	
	(四) 水中用の照明装置	
	(三) 水中から物体を回収するための装置	
	(二) 船舶の部分品又は附属装置(一及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)	
	(一) 潜水艇(一及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)	
全地域	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	<u> </u>
	(五) (一)から(四の二)までに掲げるものの試験装置、校正装置、心合わせ装置又は製造用の装置	
	(四の二) 水中ソナー航法装置又はその部分品 (一○及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)	
	置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはこれらの部分品又は航空機用の高度計	
	(四) ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装	
	(三) 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置	
	(二) ジャイロスコープ又はその部分品	
	(一) 加速度計又はその部分品	
全地域	次に掲げる貨物(四の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	<u> </u>
	(十四) 光検出器その他の光学部品の材料となる物質又はレーザー発振器用の結晶	
	(十三) 重力計の製造用の装置又は校正装置	
	(十二) 光の反射率の測定装置又はレンズ若しくは反射鏡の表面の形状の測定装置(非接触型のものに限る。)	
	(十一の二) 光センサーの製造用のマスク又はレチクル	
	(十一) レーダー又はその部分品(四及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)	

経済産業省令で定める仕様	(十一) 爆発物を自動的に探知し、又は識別するように設計した電子式の装置であつて、経済産業浴  る仕様のもの(一五の項の中欄に掲げるものを除く。)	
資産業省令で定め	(十) 簡易爆発装置の除去その他の処理のための装置又はその部分品若しくは附属品であつて、経済産業省令で定めの装置若しくはその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	
探知若しくは識別のため	(九) 催涙剤若しくはくしゃみ剤(個人護身用のものを除く。)又はこれらの散布、防護、探知若-	
	(八) 削除	
	一二の項の中欄に掲げるものを除く。)	
もの(二、六及び	(七) ロボット若しくはその制御装置又はこれらの部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	
	(六) 航空機で輸送することができるように特に設計した土木機械又はその部分品	
	除く。)	
懶に掲げるものを	(五) 自給式潜水用具又はその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの(一二の項の中欄	
	(四) 削除	
惊のもの	(三) 非磁性材料を用いたディーゼルエンジン又はその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様	
	済産業省令で定めるもの	
)であつて、経	(二) 火薬又は爆薬の主成分、添加剤又は前駆物質となる物質(四の項の中欄に掲げるものを除く。	
	で定める仕様のもの	
<ul><li>、経済産業省令 全地域</li></ul>	(一) 粉末状の金属燃料(アルミニウムの粉を含み、四の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、	四
	若しくは工具又はこれらの部分品	
直、製造用の装置	(五) (一)から(四)まで若しくは一五の項(十)に掲げるものの試験装置、測定装置、検査装置、	
	(四) 無人航空機又はその部分品若しくは附属装置	
	(三) ロケット推進装置又はその部分品	
	地上に設置されるもの	
な装置であつて、	(二の二) 人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体の制御又はその作動状態の監視のために必要な装置であつて、	
	(二) 人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体又はその部分品	
	(一) ガスタービンエンジン又はその部分品	

第 六	一 六 第	第関 六税	第関(六税)十	第 関 (( (	第関(((	第関((((	第 関 ((((())	第 関 ( ( ( ( ( ( 、	第 関 ( ( ( ( ( (	第 関 (((((((()))	第 関	第 関	第 関 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( )) ( ( )) ( ( ) ) ( ) ) ( ) ( ) ) ( ) ( ) ( ) ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ) ( ) ( ) ( ) ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ) ( ) ( ) ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) () ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ) ( ) ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ) ( ) ( ) ) ( ) ( ) ( ) ) ( ) ( ) ) ( ) ) ( ) ( ) ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) () (	第 関 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	第 関
八 類 か ら 第	八類から第(明	八類 がら 第 で で で の 中欄 に 第	八類から第 で率法 (明 で率法 (明 に がら第	八類 変 を を を を 来 法 (明 に 第 に 第 に 第 に り り り り り り り り り り り り り	八 類 が ら 期 が ら 明 に 対 が ら り り り り り り り り り り り り り り り り り り	八 東 東 変 大 変 大 変 大 変 大 の 中 横 が ら 第 の 中 横 に が ら 第 の も に の も に に の も に に の も に に の も に に の に 。 に の に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	八 類 が ラ が き ま が ら 明 に ジ ま る り り り り り り り り り り り り り り り り り り	八 定 類 変 か 法 い 神 彦 諸 送 宇 宙 か は 欄 ム 水 信 宙 波 第 明 に ジ 量 艇 す 用 を	八 定 項 ( 類 が 法 (	大定項の等置(期の等等(期の等等(まません)がき(まません)はま(まません)がき(まません)はま(まません)はま(まません)まま(まません)	大変項の二)装置項の中ラ排 潜 活 宙 波 字 法 欄 水 信 宙 波 ら 明 に ジ 量 艇 す 用 を	八定類の ( ) 装の ( ) 装の ( ) 装の ( ) 装の ( ) である。類本 ( ) である。では、 ( ) できる。がは、 ( ) である。がは、 ( ) である。がは、 ( ) である。では、 ( ) である。である。では、 ( ) である。である。では、 ( ) である。である。では、 ( ) である。である。である。では、 ( ) である。である。である。では、 ( ) である。である。では、 ( ) である。では、 ( ) である。である。では、 ( ) では、 ( )	八 定 項 ( ) 装 の ( ) 装 の ( ) 装 の ( ) 数 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	八 定 項 の	大定項装置の二場類本をでで
ら 第	ら ( 第 明	ら (   欄 · 第 明   に ·	ら (   欄 ム 第 明   に ジ	ら ( 欄 ム 水 第 明 に ジ 量	ら (   欄 ム 水 水 第 明   に ジ 量 艇	ら (   欄 ム 水 水 信 第 明   に ジ 量 艇 す	ら (   欄 ム 水 水 信 宙 第 明   に ジ 量 艇 す 用	ら (   欄 ム 水 水 信 宙 波 第 明 に ジ 量 艇 す 用 を	ら (   欄 ム 水 水 信 宙 波 第 明   に ジ 量 艇 す 用 を	が 伝 中 ノ 排 偕 医 于 <sub>目</sub> ら ( 欄 ム 水 木 信 宙 波 第 明 に ジ 量 艇 す 用 を 簡	ら (欄 ム 水 信 宙 波 等 明 に ジ 量 艇 す 用 を 簡 ネ	T	がら 第 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	がら 第 明 に	がら に に に に に に に に に に に に に
で又は第九	九五	九 五   ゜ .	九五一。ス	九五一。ス以	九五一。ス以航	九 五  ゜ス 以 航 〇	九 五  ゜ス 以 航 〇 器	九 五   ゜ス 以 航 〇 器 装	九 五  ゜ス 以 航 〇 器 装	九五一。ス以航〇器装に	九五│゜ス以航○器装に○	九 五 │ ゜ ス 以 航 ○ 器 装 に ○ 欄	九 五   ゜ス 以 航 〇 器 装 に 〇 欄 高	九五一。ス以航〇器装に〇欄高六	九 五   ゜ス 以 航 〇 器 装 に 〇 欄 高 六 業
類 に 該 当	五類に該当する作	土類に該当する4	五類に該当する(	に 該 当 する に 該 当 する	類に該当する 四号)別表第 に該当する	類に該当する 四号)別表第 四号)別表第	類に該当する の船舶に使用 できるもの ( アムジェット 別表第	双はその部分 四号)別表 の船舶に使用 できるもの( フムジェット 別表 当する	双はその部分 四号)別表 できるもの( アムジェット の船舶に使用 できるもの( アカジェット の前分	双はその部分 アはその部分 アはその部分 アはその部分 アはその部分 アカジェット リカシェット カカシェット カカシェット カカシェット カカシェット	題えるデジタ 型えるデジタ 型点できるもの ( アムジェット の船舶に使用 できるもの ( がり、 がり、 がり、 がり、 がり、 がり、 がり、 がり、	類 四 フロー ス は 表 さ せ 、 若 し の 船 舶 に 使 用 で き る 第 ト カ ま る 第	類 四 月 別 別 に該 当 す る 第	類 四 フ	す 表
<u></u>	(一から 第から 第	(一から ) ら第	(一から ) ジン若し	<ul><li>類</li><li>ジンと</li><li>おら</li><li>若が</li></ul>	<ul><li>( 類 ジェ項の から 若 が 中</li></ul>	<ul><li>無 ジェ項ー</li><li>一 か ンとの又</li><li>から 若が中は</li></ul>	<ul><li>無 ジェ項ー</li><li>一か ンとの又</li><li>から 若が中は</li></ul>	<ul><li>無 ジュ項ー</li><li>一 か と の 又</li><li>か ら 若 が 中 は</li></ul>	<ul><li>無 ジュ項ー</li><li>一 か と の 又</li><li>か ら 若 が 中 は</li></ul>	<ul><li>( 類 ジこ項</li></ul>	( 類 ジこ項  そ 御 フ との 又 の 方か よ が 中 は	( 類 ジこ項   そ 御 °)一 か から 若 が 中 は	( 類ジこ項  そ 御 °に一 かンとの又の 方 り 掲から若 が 中 は爆 式	( 類ジこ項  そ 御 °にい一 かンとの又の 方 ′ 掲 たから若 が 中 は爆 式 げ 繊	( 類ジこ項  そ 御 °にいも一 かンとの又の 方 り掲たのから若 が 中は爆 式 げ 繊
一五までの項	一五までの項	一五までの <sup>1</sup>	- 二四○類までの - 五までの1	四 ○ 四 ○ 類 ま で の つ 類 ま で の	<ul><li>に掲げるも</li><li>この</li><li>この</li><li>この</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><l>ころ<li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><l< td=""><td><ul><li>に掲げるも</li><li>に掲げるも</li><li>一五までの</li></ul></td><td>ー 四 四 で の 部分品 で の の の の の の の の の の の の の</td><td><ul><li>四</li><li>四</li><li>○ 据</li><li>び</li><li>さる防音</li><li>る</li><li>ら</li><li>さる</li><li>方</li><li>お</li><li>さる</li><li>ちる</li><li>ちる</li><li>ちる</li><li>ちる</li><li>ちる</li><li>ちる</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お&lt;</li></ul></td><td>ー 四 一 五 ま で の 部 分 品 も る 防 音 も も も も も も も も も も も も も</td><td>ー 四 く き に の を 防 に る 弱 が よ で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で</td><td>ー 四 く き に の を 伝</td><td>ー 四 く き に の を 伝</td><td>ー 四 くきにの を 伝 もの 五 ○ はる 掲 部</td><td>ー 四 く き に の を 伝 も を 伝 も で</td><td>ー 四 くきにの を 伝 もを 一 五 ○ はる 掲 部</td></l<></l></ul>	<ul><li>に掲げるも</li><li>に掲げるも</li><li>一五までの</li></ul>	ー 四 四 で の 部分品 で の の の の の の の の の の の の の	<ul><li>四</li><li>四</li><li>○ 据</li><li>び</li><li>さる防音</li><li>る</li><li>ら</li><li>さる</li><li>方</li><li>お</li><li>さる</li><li>ちる</li><li>ちる</li><li>ちる</li><li>ちる</li><li>ちる</li><li>ちる</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お&lt;</li></ul>	ー 四 一 五 ま で の 部 分 品 も る 防 音 も も も も も も も も も も も も も	ー 四 く き に の を 防 に る 弱 が よ で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で	ー 四 く き に の を 伝	ー 四 く き に の を 伝	ー 四 くきにの を 伝 もの 五 ○ はる 掲 部	ー 四 く き に の を 伝 も を 伝 も で	ー 四 くきにの を 伝 もを 一 五 ○ はる 掲 部
頃の中欄に掲げ	垻	項の中欄に掲げる。	快   1	の第一ク(	の第一ク~を	の 第	の 第	の 第一 ク 🧠 を	の 第  ク 🎧 を	の 第	表置又はその部分品若しくは附属品を除く。) ものを除く。) ものを除く。) ものを除く。) を置(一の項の中欄に掲げるものを 等置(一の項から第五九類まで、第 の項の中欄に掲げるものを除く。)	理 項 の を 除 で に の で に の で に の で に の で に の で に の で に の で の で の で の で の で の で の で の で の の が ら い に の の の の の の の の の の の の の	理 項 の を に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で の 項 の に に に の に に の に の に に に に に に に に に に に に に	項のを除く。) 第五四 中欄に類から は表の部分 である である である である である である である である である である	項 の を
の中欄に掲げるものを除く。	げるものを除く	けるものを除く	けるものを除く	・ ・ ・ に ものを除く が なものを除く	けるものを除く と第五九類まで と第五九類まで	サ欄に掲げるものを除く い第五九類まで り第五九類まで	けるものを除く と第五九類まで ら第五九類まで とのでを除く	けるものを除く と第五九類まで と第五九類まで	けるものを除く と	に無線送信装置 シ又はこれらの が第五九類まで あものを除く	7品若しくは附 に無線送信装置 ツ又はこれられ り第五九類まで りまで ものを除く	で (Tるものを除く で (Tるものを除く に (Tるものを除く に (Tるものを除く に (Tるものを除く に (Tるものを除く に (Tるものを除く (Tるものを除く	だ無線送信装置 た無線送信装置 ン又はこれらの お五九類まで り第五九類まで りのを除く	に無線 送信装置 で開 に が	けるものを な な な な な な な な な な な な な
	く。)で、第六三類、	く。)	く。)の部分品(四のの部分品(四の	中欄に掲げるものを除く。) 「五四類から第五九類まで、第六三類、ルエンジン又はこれらの部分品(四の一の項の中欄に掲げるものを除く。)	ものを除く。) の部分品 (四) で、第六三類、	ものを除く。) の部分品(四 で、第六三類、	ものを除く。) ものを除く。) で、第六三類、 で、第六三類、	ものを除く。) ものを除く。) で、第六三類、	ものを除く。) ものを除く。) ものを除く。)	置又はその附 ものを除く。) ものを除く。) で、第六三類、	六品除そ	六 品除 そ	六品除そ	六 品 除 そ	六品除それ
	· 夕	, (	, O	()	()	()	0)	0)	0)	<u>の</u> 属	、 の	. の	<u>の</u> 属	<u>の</u> 属	· の

		1		I	I	ı	I	I								-	1		1
	10	九	八	七七	一六	五五	四四	三	<u>-</u>	<u> </u>	$\overline{\bigcirc}$	九	八	七	六	五.	四	111	
(三) 放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物(機器に装備されているこれらのものを含(二) 使用済燃料から分離された物及びこれによつて汚染された物 (一) 核原料物質又は核燃料物質によつて汚染された物 全次に掲げる物に係る廃棄物として経済産業大臣が告示で定めるもの	第百六十六号)第二条第十項に規定する使用済燃料をいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。) は原料物質及び核燃料物質(使用済燃料(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律 全	あつて、経済産業大臣が告示で定めるもの 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百六十号)第二条第一項に規定する血液製剤で 全	削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除							
全 地 域	全地域	全地域																	

	_			<u> </u>	_	I —	_	_	_	_	_	_				_	_	_	_	=	_	_	_	_
三五の	三五			三四	11[11]	1=11	1=1 1		二九	二八	二七	二六				五五	四	1 [11]	1 11 1			1		
(一) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)第二条第一項に規定する特定有害	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質			冷凍のあさり、はまぐり及びいがい	うなぎの稚魚	削除	削除	しいたけ種菌	削除	削除	削除	削除	ハー漁獲物の保蔵の設備を有するもの(漁場において漁獲物を積み込むことができる設備を有するものに限る。)	ロ 漁獲物を原材料とする製品の製造設備を有するもの	イ 漁ろう設備を有するもの	船舶(ろかい又は帆のみをもつて運転するものを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの	削除	削除	削除	精神薬の原材料となる化学物質として経済産業省令で定めるもの	麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第七号に規定する麻薬向精神薬原料その他の麻薬又は向	つて、経済産業大臣が告示で定めるもの	放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する放射性同位元素であ	む。)並びにこれらによつて汚染された物((一)及び(二)に掲げるものを除く。)
全地域	全地域	国	力合衆	アメリ	全地域			全地域								全地域					全地域		全地域	

四三	国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別天然記念物、天然記念物及び重要美術品(特別天然記念物及び天然記念   全時	地域
	物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)	
四四四	仕向国における特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは著作権を侵害すべき貨物又は原産地を誤認させるべき貨   全時	地域
	物であつて、経済産業大臣が指定するもの	
四五	関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十九条の十二第一項に規定する認定手続が執られた貨物(同法第六十九条   全時	地域
	の十一第二項の規定により積戻しを命じられたもの、同法第六十九条の十二第五項の規定により同法第六十九条の十一	
	第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当しないと認定されたもの及び同法第六十九条の十五第十項又は第六十九条	
	の二十第十一項の規定により認定手続が取りやめられたものを除く。)	

別表第二  $\mathcal{O}$ 第四 [条関係)

牛の 肉 (冷凍したものに限る。

魚のフィレ(冷凍したものであつて、 経済産業大臣が告示で定めるものに限る。

三 キャ ビア及び魚卵 から調製したキャビア代用物

五四 ル コ ] -ル飲料

製造たばこ及び製造たばこ代用

七六 香水類及びオー -デコロ

美容用、 メー 丰 ヤ ッププ 用又は皮膚 0) 手入れ 用  $\mathcal{O}$ 調 製 品 日 焼 止  $\Diamond$ 用 又は 日 焼け 用の 調製品を含み、 医薬品を除く。 及びマニキ ユ ア 用 又は

ディキュア用の 調製品

八

トランク、

スーツケー

・ス、

携帯用化粧道具入れ、

エ

グゼクティブケー

ス、

書類か

ば

ん、

通学用かばんその他これらに

類する容器

**外** 

面 |が革

+

財布その

他の

ポ

ケット又は

ハンドバッグに通常入れて携帯する製品

(外面が革

製、

コンポジショ

ンレザー

製又はパテント

レ ザ

製

0

Ł

0

限る。)

九 ハンドバッグ コンポジシ 彐 (外面が革製、 ンレザ ー製又はパテントレザー コンポジショ ンレ ザー製又はパテントレ 製 のものに限る。 ザ ĺ 製の ものに限る。

+ 衣類及び 衣 類 附 属 品 (革製又はコンポジションレザ ] 製の ものに限る。

毛皮製の オー バ 1 コ  $\vdash$ その 他 の毛皮製品及び人造毛皮製品

じゆうたんその他 0) 紡織用繊維  $\mathcal{O}$ 床用 敷

十三の二 つづれ織物(経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)

十三の三 磁器製の食卓用品 (経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)

十四四 ガラス製品 (鉛ガラス製のものであつて、 経済産業大臣が告示で定めるものに限る。

十 五 天然又は養殖の真珠、 貴石、 半貴石、 特定金属 (銀、 金、 白 金、 イリジウム、オスミウム、パラジウム、 ロジウム及びルテニウムを

う。以下同じ。)及び特定金属を張つた金属並びにこれらの製品

十六 携帯用のデジタル式自動データ処理機械 (少なくとも中央処理装置、 キー ボ ド及びディスプレ レイから 成るものに 限 る。

十七 マイクロホン及びそのスタンド、 拡声器、 ヘッドホン及びイヤホン、 マイクロ ホンと拡声器を組み合わせたもの 可 "聴周 波 増 幅器 並 びに

#### 電気式音響増幅装置

十八 音声再生機、 録音機及びビデオの記録用又は 再生用 の機器並びにこれらの部分品及び附 [属品

十九 録音その他これに類する記録用  $\mathcal{O}$ 媒体 (写真用又は 映 画用のものを除き、 録音その他これに類する記録をしたものを含む。

二十 ビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ

二 十 一 ラジオ放送用受信機 (無線電話又は無線電信を受信することができるものを含む。)

\_ + \_ テレビジョン受像機器 (カラーのものであつて、 経済産業大臣が告示で定めるものに限る。 並びにビデオモニター (カラー 0 ŧ 0

限る。)及びビデオプロジェクター

二 十 三 乗用自 動車及び雪上 走 行用 に 特 に設: 計 L た 車 両 (雪上 走行用 に 特に設計 L た 車 両に あ つて は 経 済 産業大臣が告示で定めるもの に限

る。)

二十四 モーターサイクル(モペットを含む。)及び補助原動機付きの自転車

二十五 ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶及びカヌー

二十六 写真機(一眼レフレックスのものに限る。)

二十七 映画用の撮影機及び映写機

二十八 投影機、写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。

一十九 映写用又は投影用のスクリーン

三十 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計(ストップウォッチを含む。

三十一 楽器並びにその部分品及び附属品

運動用具並 びにその部分品及び附属 品 (経済産業大臣が告示で定めるものに限る。

#### 三十二 万年 筆

三十三 美術品、 収 集品及びこつとう

別表第二の三 (第二 \_ 条、 第四条関係

別表第 の一から一五までの項の中欄に

掲げる貨物

イ 次に掲げる貨物であ 集積回 |路 ア ナログデジタル変換器、 つて、 経済産業省令で定めるもの 7 イクロ 波用 機器 (前号に掲げる貨物を除 及びミリ 、波用機器の 部分品、 弾 性波を利用する信号処理装置及びその部分品、

次 、セル、二次セル、 太陽電池セル、 超電導電磁 石、 超 電導材料を用い た装置並びに放電管

口 電子式の試験装置、 アナログ方式又はデジタル 方式 の記録装置並びにオシロ スコープ及びその部 分品

遅 延 诗 間測定装置、 クロ マトグラフ 並び に分光

周

波数変換器、

質量分析

計

フラッシュ

放電型

0)

エ

ツ

ク

ス線装置

及びその

附属装置並びにこれらの部

分品、

パ ル

ス

増 幅 器

信

号発生器

附 属

= 半導体素子、 集積回路及び半導体物質並びにこれ 5  $\mathcal{O}$ 組 <u>\f\</u> 品  $\mathcal{O}$ 製造用の 装置並 びにこれ いらの部に 分品及 び

半 ·導体素子、 集 積 回路 及び半導体物質並び こにこれ 5  $\mathcal{O}$ 組 立品 0 試 験 装置及び検査装置並びにこれらの 部分品及び 附 [属品

 $\sim$ ジスト

ホ

1 電 子 計算機及びその 附属装置並びにこれ 5  $\mathcal{O}$ 部 分品

チ 通 信装置並びにその 部 分品及び 附 属 品

IJ チに 掲げ る貨物の 試験装置

ヌ 通 信装置用の 光フ ア 1 ]  $\mathcal{O}$ 材料となる 物 質

暗号装置及びその部 分品

ル

ヲ 音 一波を利用 L た水 中探知装置及び 船舶用の 位 置 決定装置並 びにこれら 0 部 分品

ワ 光検出 器及びその 部 分品 並 びに光検出 器を 用い た装置

力 電子 式 0) カメラ及びその部分品

日 光学フ 1 ル ター 並 びに Š 0 化物の ファイバーケー ・ブル 及びその

部

分品

タ ザ 発 振

V 磁 为計 及びその 部 分 品

重 力計

- ツ ダ 及び その 部 分
- ネ 信 号 処 理 装 置 (弾 性 波 を利 用するもの を 除
- ナ タ に 掲 げ る貨 物 及 び そ 0) 部 分品  $\mathcal{O}$ 試 **以験装置、** 検 査 装 置、 製 造 用 0) 装置 及び 工 具並 びにこれ らの 部分品及び 附 属 品品
- ラ 光検 畄 器用 0) 光フ ア イ バ 1 及び光検出器の 材料 となる物質
- $\Delta$ Š 0 化 物 及びこ れ を 用 11 て製造し た に光ファ 1 バ 1  $\mathcal{O}$ プリフォ

ム

- 並 び 部 分 品
- ウ 慣 性 航 法装 置、 方 向探 知機 及びア E オニク ス装置 にこれ 5 0
- 丰 航 法法装 置及びアビオ = クス 次装置の 試験装置、 検 査 装置 及び 製 造 用 0) 装 置
- 才 デ 船 イ 舶、 水中用 ゼ ル 工 ン 0 ジ 観 ン 測 並 装置その びにトラク 他の ター 水中にお · び にその け る活 部 動 分品 用 の装置 及び 附 及 属 び 品 潜 水用 具 並 び こにこれ

6

0

部 分品

及

び

附 属 品

1

- ク 航 空機 及び ガスタ ] F, ンエ ンジン 並びにこれら 0) 部 分品
- 7 振 動 試 験 装置及び その部分品

Y

落下

傘

(可導式落下傘及びパラグライダー

を含む。

並びにその

部分品及び附

属

装置

品

- ケ ガ ス タ ] ピ ン エンジ ン の部 分品  $\mathcal{O}$ 測定 装 置、 製 造 用 0 装置 及び工具並 びにこれ 5 0 附 属
- フ 石 油 精 製 用 0) 装置及 び 触媒
- コ 量 子 計 算機その 他 0) 量 子 の特性を 利 用 L た装置 及び その附 属装置並び しにこれ 5 0
- 電 子 顕 微 鏡 原 子 間 力顕微鏡その 他の 顕 微 鏡 及びこれ らの 顕微鏡とともに 使 用 するように設計 部 分品 た .误

置

積 層 造 形 用 0) 装置 並 び にこ れに 用 11 5 れ る粉 末状 0) 金属及び金属合金

テ 工

- T 有 機 発光ダイ オー Ķ 有 機 電界効果トランジ ス ター 及び 有機太陽電 他の 製造用 0 装置
- サ 微 小 な電気機 械 ステ  $\Delta$  $\mathcal{O}$ 製造用の 装 置
- 丰 水 素 (太陽 光、 風 力その 他  $\mathcal{O}$ 再 生可 能工 ネル ギ ] を 利 用 L て製造するもの に限る。 を原料とする燃料及び変換効率 . О 高 1 太陽 電 池 0 製
- 造用の 装置
- ユ 真 、空ポンプ及び真空計
- メ 極 低 温 用 設 計 た冷 却装置及び その 附 属 装 置並 び こにこれ 6 Ō 部 分品
- ? 集 積 口 路 か 5 蓋 及び 封 止 材 料を除去するため 0) 装置
- シ 量子 収 率  $\mathcal{O}$ 高 1 光検 出

- ヱ 工 作 機 械 及 び そ 部 分 品 並 び に 工 作 機 械 用  $\mathcal{O}$ 数 値 制 御 装 置
- ヒ 電 磁 波 に ょ る 探 知 を 木 難 に す る 機 能 を 向 上 さ せ る 材 料 ほ ぼ 等 割 合 0) 複 数 0) 元 素 で構 成 さ れ た合金そ 0 他  $\mathcal{O}$ 先 的 な 材 料
- 七 導 電 性 高 分 子、 半 導 電 性 高 分 子及 び 電 界 発 光 0 性 質 を 有 する 高 分子

次に 掲げる貨物で あ つて、 経 済産業省令で 定  $\emptyset$ るも 0) **(**前 二号に掲げ る貨物を除

木材 及 び そ 0) 製品 いうち、 次に掲 げ るも

- (2)(1)化 粧 ば ŋ 用 単 板 及び合板 用単 板 並びにこれ らに 類 する 積 層 木 材 用 単 板 並 び に その 他 0 縦 に S き 平 削 ŋ 又 は 丸 え剥ぎし た木:
- 木製 0 た る、 お け その 他これらに 類する容 器 及 び 木製 0) れ 5 0) 部 分品
- 鉄 鋼 製  $\mathcal{O}$ 貯 蔵 タ クその 他 これに 類す る容

口

手 İ 具 用 又 は 加 工 機 械 用  $\mathcal{O}$ 互 換 性 工 具 並  $\mathcal{U}$ に機 械 用 又は 器 具 用  $\mathcal{O}$ ナ イフ

及

び

刃

- ボ イラ 及 び 機 械 類 並 び にこ れ 5 0 部 分品 及 び 附 属 品  $\mathcal{O}$ う ち 次 掲 げ る
- 蒸気 発 生 ボ ラ ] 及 び 過 熱 水ボ イラ 並 び にこ れ 5  $\mathcal{O}$ 部 分 品
- (15)(14)(13)(12)(11)(10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) イ
  - 生 炉 ガ ス 発 生 機 水 性 ガ ス 発 生 機 又 は ア セ チ ガ ス 発生 機 その 他 れ 類 する湿 式ガ ス 発

機

部

分

- 蒸気 タ ピ 0 部 分
- 反 動 工 ジ 液 体 原 動 機 及び 気 体 原 動 機
- 《体ポン プ、 真 空ポ プ、 気体 圧 縮 機 フ ア 換 気 用 若 は 循 環 用 0) フ K 又は 密 閉 形 0 生. 物 学 的 安 全 丰 ヤ ビ ネ ツ  $\vdash$ 0 部 分品
- ア コ ン デ イ シ  $\exists$
- レ ダ そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 口 ル 機  $\mathcal{O}$ 部 分
- 遠 少 分離 機 及 び そ  $\mathcal{O}$ 部 分
- 噴射 用、 散 布 用 又 は 噴 霧 用  $\mathcal{O}$ 機 器 及 び れ 5  $\mathcal{O}$ 部 分品
- 1 IJ タ ツ ク ル 及 び ホ イ ス
- デリ ッ ク、 ク V ン、 移 動 式リフ テ イ グ フ ム、 ス トラ ッ K ル 丰 ヤ IJ P 及 び レ 1 ン を装備 た作 :業ト ・ラッ
- 昇降 機、 コ ヤそ 他 0 持 上 げ 用、 荷 扱 1 用 積 込 4 用 又 は 荷 卸 用 0 機 械

ル

ド

ザ

ア

グ

ル

ド

ザ

メ

力

=

力

ル

彐

ベ

ル

工

丰

Ż

力

ベ

タ

及

び

彐

べ

ル

口

ダ

- 打 機、 11 抜 機 コ ル 力 ツ タ 1 削 岩 機 及 び  $\vdash$ ネ ル 掘 削
- 維 素 繊 維 を 原 料とするパ ル プ 0) 製 造 機 械 及 び 紙 又は 板 紙 0 仕 上げ 用 0 機 械

(23)(22)び

(32)(31)(30)(29)(28)(27)(26)(25)(24)

ツー

ル

ホ コ

ル

ダ

及 骨、

び

自 硬

動 質

開

きダ A

イ 硬

^

ツ

ド

材

ル

ク、

ゴ

質

プ

ラ

ス

チ

ツ

ク

そ

 $\mathcal{O}$ 

他

これ

5

に

類

す

る

硬

質

物

0)

加

工

機

械

並

てバ

に

n

ら

0

部

分

品

及

てド

附

属

品

(21)(20)(19)(18)(17)(16)そ そ ン、  $\mathcal{O}$ 洗 0 人造 印 印 箱 刷 部 績 刷 本 他 浄 分品 甪、  $\mathcal{O}$ タ 準 繊 用 機 用 フ 支 備 維 並 1 機 コ 械 ス、

機 用 ン び に 械  $\mathcal{O}$ ポ 筒 紡 そ Ì  $\mathcal{O}$ 紡 糸 ネ ド 織 機 部 ン 用 分  $\vdash$ ラ Ĺ 延 繊 品  $\mathcal{O}$ 調製 そ 維 伸 及 14機、 び  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 附 用 他 糸  $\mathcal{O}$ テ 属 又 ク 製 は れ ス 製 造 5 チ に 機 造 械 t 用 類 す  $\mathcal{O}$ る か K 機 せ 加 器 容

工

機

及

び

切

断

機

並

び

に

れ

6

0

補

助

機

械

 $\mathcal{O}$ 器

部

分

品造

 $\mathcal{O}$ 

製

機

械

 $\mathcal{O}$ 

部

分

品

テ イ ン グ 用 機 械 又 は ジ ン プ T ] ン、 チ ユ ] 機、 ル、 糸 巻 レ 機、 ] ス、 紡 L 織 L 用 繊 ゆ ź 維 布  $\bigcirc$ 糸 1 を ij 準 ミン 備 す グ、 る 機 組 械 S Ł 織 若 機 しく 編 は 機 網 ス  $\mathcal{O}$ テ 製 ツ 造 チ 機 ボ 械  $\mathcal{O}$ デ 補 助 イ

> 機 グ

械

及 び 附 属 品 を含 む 並 び に 部 分 品 及 び 附 属 品

にこ れ 5 持  $\mathcal{O}$ 清 部 浄 物 分 用、 に  $\sim$ 1 絞 n ス 1 用 を 乾 被 覆す 燥 用 る 機 ア 械 1 口 及 び ン 紡 が 織 け 用 用 繊 プ 維 レ  $\mathcal{O}$ 織 ス 用、 物 類 漂 0) 巻 白 取 用 n 用、 染 色 用、 巻 戻 L 仕 用 上 げ 折 用 畳 4 涂 用 布 用 切 又 は 断 用 染 4 又 は 込 ま ピ ン せ キ 用 ン  $\mathcal{O}$ グ 機 用 械  $\mathcal{O}$ 機 織 械 物 類 並

原 皮 毛 皮 又 は 革  $\mathcal{O}$ 前 処 理 用 機 械 な  $\otimes$ L 用 機 械 及 び 加 工 機 械 並 び 毛 皮 製 又 は 革 製 0 製 品  $\mathcal{O}$ 製 造 用 又 は 修 理 用  $\mathcal{O}$ 機 械 並 び に n 5

部 分品 平 金 転 削 属 炉 V) 用 盤  $\mathcal{O}$ ボ 形 削 ル n 盤 盤 中 ーぐり 立 削 n 盤、 盤 フラ ブ 1 口 ス 盤、 チ 盤 ね 歯 じ 切 切 n ŋ 盤 盤 及 歯 び 車 ね ľ 研 削 立 盤、 盤 歯 車 仕 上 盤 そ 0 他  $\mathcal{O}$ 加 工 機 械

電子 写 式 機 計 算 郵 機 便 物  $\mathcal{O}$ 部  $\mathcal{O}$ 分 分 品 類 及 用 び 附 折 属 畳 品 4 用 封 入 用、 帯 が け 用 開 封 用 封 止 用 又 は 封 印 用 0 機 械 及 び 郵 便 切 手  $\mathcal{O}$ 張 付 け 用 又 は 消 印 用  $\mathcal{O}$ 機 械

别 機 Š る V 分 け 機 分 離 機 洗 浄 機 混 合 機 捏ね 和か 機 凝 結 機 成 形 機 及 び 鋳 物 用 砂 型  $\mathcal{O}$ 浩 型 機

械 ラス  $\mathcal{O}$ 部 又 分 は 品 そ 0 製 品  $\mathcal{O}$ 製 造 用 又 は 熱 間 加 工 用  $\mathcal{O}$ 機 械 及 び れ 5 0 機 械 又 は 電 球 電 子 管 せ W 光 電 球 そ 0 他  $\mathcal{O}$ ガ ラ ス 封 入 管  $\mathcal{O}$ 組 立. 7 甪

(34)(33)土 ゴ  $\Delta$ 事 若 業 し < 建 は 築そ ブ ラ  $\mathcal{O}$ ス 他 チ ツ ク れ 又 5 は に 類す れ る用 5 を 途に供 材 料 す す る る 機 物 械 밆 0 プレ 成 形 スその 用 機 械 他  $\mathcal{O}$ 木材 又 は コ ル ク 0 加 理 用 機 械 及び 産 業 用  $\square$ ボ ツ 1 並 び

にこ

0) 機 械 又 は 動 物 性 油 脂 植 性 油 脂若 < は 微 生 物 性 油 脂  $\mathcal{O}$ 抽 出 用 若 は 調 製 用 0 機 械 しくはケー ブ ル  $\mathcal{O}$ 製 造 機 械 ※発式空

冷 却 装 置 旅 客 撘 橋 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 機 械 類  $\mathcal{O}$ 部 分

型べ ス、 鋳 造 用 タ ] ン 及 び 鉱 物 性 材 料  $\mathcal{O}$ 成 形 用  $\mathcal{O}$ 型

庄 弁、 油 圧 伝 動 装置用又は空気圧 伝 動 装置 用 0) 弁、 安全弁及び 逃 が

弁

(38)(37)(36)(35)軸 受及び玉軸受又はころ 軸 受の 部 分

ッ

3

ガスケ 袋入りその  $\vdash$ ・その 他こ れ 他 に類する包装にしたもの れに類するジ イント、 及 び 材 Ź 質 力 0 ニカル 異 なるガスケット 1 ・その 他 これに類するジョイントをセット 又 は

取りそろえて

電 気機器及びその部 分品のうち、 次に 掲げるも

直 流 電 動 機、 発 電 一機及び 口 ] -タリ 1 コンバ 1 タ

電 磁 式 0 力 ツ プリング、

トラン

ス

フ

オ

次電 池 0 部 分品 クラッ チ 及び

丰

電子 Ė 1  $\Delta$ 

ツ

ケ

ル

•

力

ドミウム蓄

電

池

ラジオ放送用 又は テレビジョ 用  $\mathcal{O}$ 送 信 機

鉄道 軌 道、 道 路 陸 水路、 駐 車 施 **心設、** 港 湾 設 備 又は 空港 0 信 号 用、 安全用 文は 交通 管

制 用

電

気 機 器 0 部

分

固定 式 コンデンサ

固定式電気抵抗器

電気回 路  $\mathcal{O}$ 開 閉 用 護用 又は 接続 用 0

ĺ 灯

熱電 子 管、 陰 極 管 及 び 光 電管並 び れ 5  $\mathcal{O}$ 部 分品

子 加 速

(15)(14)(13)(12)(11)(10)(9)(8)(7)(6)(5)(4)(3)(2)(1)電 気 ベ機器の 電 気 絶 縁 用 物 品 並 び に 電 線 用 導管及 び その 継 手

道 道 用 用 及び 機 関 軌 車 道 用 炭 以 水 車、 外  $\mathcal{O}$ 車 鉄 両 道 . 並 び 又は にそ 軌 道 0  $\mathcal{O}$ 部 保 分品 守 用 のうち、 又 は 作 次に掲げ 用  $\mathcal{O}$ 車 両 るも 及 び

- 貨物 自 動 車
- (4) (3) (2) (1) 特殊 用 途 自 動
- 自走 式作 <u>:</u>業ト - ラッ ク又は 鉄 道  $\mathcal{O}$ 駅 0) プラ ット ホ 1 ムに お V て使用する種 類  $\widehat{\mathcal{O}}$ 1 ラクター 0 部 分品
- ] ラ · 及び セミト ラ

光学機 器、 写 真用 機 器 映 画用機 器、 測 定 機 器、 検 **香機器** 及び精密機器並 びにこれ 5 0) 部 分品及び 附属品のうち、 次に掲げるも

(2) (1)写真 不用又は 映 画 用

 $\mathcal{O}$ 材料

 $\mathcal{O}$ 

現

像、

焼付けその

他

 $\mathcal{O}$ 

処

理

に使用する機

器

土地測量用、 水路測量用、 海洋測量用、 水理 計 測 用、 気象観測用又は地球物 理学 À の機器並 びにこれ 5 Ó 機器又は 測 距 儀 の部 分品及び

附 [属品

積算回.

転

計

生産量計、

タクシーメーター、

走

行

距

離

計

歩

数計その

他これらに類する物品

(5) (4) (3) テストベンチ

液体式又は気体式の自 動調整機

次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定めるも  $\mathcal{O}$ (前三号に掲げる貨物を除く。

アルコー ル飲料及び エチルアルコール

ニハ

口 葉巻たばこ、 シェ ル Ļ シ ガリロ 及び 紙巻たばこ(たばこ又はたばこ代用物 から成るものに限る。

香水類、 オー デ コロロ ン類その 他 0 調製香料 及び美容用、 メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品その 他の 化 粧 品

トランク、 スー ッ ケー ス、 携帯用: 化粧道具入れ、 エグゼクティブケース、 書類 分がば ん 通学用 かば ん、 ハ ンド バ ッグ、 財 布 その 他 これ

毛皮製のオー バ 1 コ ] トその 他の 毛皮製品

類する容器及び

ズ

ボ

ン

つりその

他

 $\mathcal{O}$ 

衣類附属品

ホ

 $\vdash$ づ れ 織  $\sim$ 

ľ

ゆうたんその

他

 $\mathcal{O}$ 

紡

織

用

繊

維

 $\mathcal{O}$ 

床用

敷物

チ ス キ Ì ・スー <u>ッ</u>、 水 着、 絹 製 のブラウス その 他 0 衣 類 及び 絹製 0 シ ョ ル そ 0 他 0) 衣 類附

IJ 丰 靴、 スポ ツ 用 の履: 物その 他の 履物

ヌ 革 製 そ  $\mathcal{O}$ 他 0 材 料 製  $\mathcal{O}$ 帽 子 (安全帽子 並びにゴ ム製及びプラスチック製の ものを除く。)

ル 磁 器製 0 食 卓 用品 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 陶 磁製品

ヲ ガ ラス製品 **公**鉛 ガラス製の ものに限る。

- ワ 特定金属を張つた金属の製品 天然又は養殖の真珠、 貴石及び半貴石並びにこれら の製品、 銀及び金並びにこれらの製品、 特定金属 (銀及び金を除く。 の製品 並 びに
- 力 るものに限る。 船舶推進用エンジン及びその部分品並びに 携帯 用 0 自 1動デー タ処理機械 (少なくとも中 央処理装置、 キ ボ ĸ 及びディスプレ イから成
- $\exists$ び附属品 乗用自動 車その 他 の自 動車、 モーターサイクル(モペットを含む。 補助 原動 機付きの自転車及びサイドカー 並びにこれ らの 部 分品
- タ 呼吸用機器及びガスマスク (機械式部分及び交換式フィルターのい ずれも有しない保護用マスクを除く。
- 腕時計、 懐中時計その他の 携帯用時計 (ストップウォッチを含み、 ケー スに特定金属又は特定金属を張つた金属 を使 用 l たもの
- る。)及びその部分品
- ソ グランドピアノ
- ツ 美術品、収集品及びこつとう

### 別表第三 (第四条関係)

ギリシャ、ハンガリー、 アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、 アイルランド、 イタリア、 ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、 ブルガリア、 カナダ、チェコ、デンマーク、 ノルウェー、 フィンランド、フランス、ドイツ、 ポーランド、 ポルトガル、ス

、イン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

### 別表第三の二 (第四条関係)

アフガニスタン、 中央アフリカ、 コンゴ民主共和国、 イラク、 レバノン、 リビア、 北朝鮮、 ソマリア、 南スー ダン、スーダン

### 別表第三の三 (第四条関係)

一三の項 別表第一の五の項(十四)若しくは(十八)、七の項(二)若しくは (i ) , (五) に掲げる貨物であつて、  $(\square)$ (六)、 (七)、(九)、(九の二) 経済産業大臣が告示で定めるもの又は同表の 若しくは (十一)、一二の項 (十五)、 八の項 一五の項の中欄に掲げる貨物 0 中欄、 九の項(一)若しくは(六)、 (五) 若しくは (六) 一〇の項

### 別表第四(第四条関係)

イラン、イラク、北朝鮮

### 別表第五 (第四条関係)

一 無償の救じゆつ品

- で経済で 0 であつて、 総価額二〇〇万円以 産業大臣 同 が 表下欄に掲げ 告示で定める金額以下の 下 0 無償 る地 0) 域 商品見本又は宣伝 のうち 場合に限 経済産業大臣 る。 用 物品 が 告 (別 示 で定める地域を仕 表第二中欄に 掲げる貨物のうち経済産業大臣が告示で定めるも 向 地とするものについては、 総価額が二〇〇万円 のに該当するも 一未満の 範囲
- 三 くは 国際郵便により送附され、 小包郵便物又はその他 且 の方法により送附される同様 つ、 受取人の 個人的 使用に供され の小 包 る身 7廻品、 家庭用品、 職 業用具若しくは商業用具を内容とする小型包装 物若
- 四 外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品
- Ŧī. 航空機の部分品並びに航空機の発着又は航行を安全にするために 使用される機上 装備用 の機 械及び器具並びにこれら 0 部 分品 のうち、 修 理

を要するものであつて無償で輸出するもの

- 六 国立国会図書館が国際的交換の用に供する出版物
- 七 本邦に来遊した外国の元首及びその家族並びにその従者に属する貨物
- 八 施設をいう。 本邦に派遣された外国の大使、 以下同じ。 の館員の 公使その他これに準ずる使節 個人的 使用に供される貨物並びに外国 及び本邦にある外国 公館 が送付する貨物 公館 (外国 0 大使 館 使 館 領 事館その 他これに準ずる
- 九 外国にある者に贈与される勲章、賞はい、記章その他これに準ずるもの
- 本邦の公共的機関から外国の公共的機関に友好を目的として寄贈される貨物
- + 本邦の大使館、 公使館、 領事館その他これに準ずる施設に送付する公用の貨物
- ŧ のを除く。 本邦に輸入され た後無償 で輸出される貨物であつて、 その輸 入の 際の 性質及び 形 状が 変わ つて い な もの (経済産業大臣 一が告 示で定める
- 十三 本邦に入国した巡回興行者が輸入した興行用
- 十四四 無償で輸出すべきも のとして無償で輸入した貨物であ つて、 経済産業大臣が 告示で定めるも 0
- 十五 流償で 輸入すべきも のとして無償で輸出する貨物であつて、 経済産業大臣が告示で定めるも

### 別表第六 (第四条関係)

一携带品	永住の目的をもつて出
	する者
二 職業用具	び一時的に入国して出国
一携带品	一時的に出国する者及

く。 員 国する者(一時的に入国 て 出 船舶又は航空機の乗組 玉 す る 者 を 除 三 本人の私用に供すると認められる貨物 職業用具 引越荷物

#### 備考

- 物をいう。 携帯品」とは、 手荷物、 衣類、 書籍、 化粧 用品、 身辺装飾用品その他本人の私用に供することを目的とし、 かつ、 必要と認めら れる貨
- 「職業用具」とは、 本人の職業の用に供することを目的とし、 かつ、 必要と認められる貨物をいう。
- 三 「引越荷物」とは、 本人及びその家族が住居を設定し維持するために供することを目的とし、 かつ、 必要と認められる貨物をいう。

### 別表第七 (第四条関係)

三万円	別表第二の三〇及び三四の項の中欄に掲げる貨物	=
五万円	別表第二の一九及び三三の項の中欄に掲げる貨物	
円		
三〇万	別表第二の二一の三の項の中欄に掲げる貨物のうちアセトン、エチルエーテルその他の経済産業省令で定めるもの	_
金額	貨物の区分	

# ○外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)(抄)

#### 輸出の許可等)

第四十八条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種 類の貨物

0 輸出をしようとする者は、 政令で定めるところにより、 経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 仕向地として輸出しようとする者に対し、 経済産業大臣は、 前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、 政令で定めるところにより、 許可を受ける義務を課することができる。 同 .項の特定の種類の貨物を同 項  $\hat{O}$ 特定 の地 域以外 の地 域を

3 経済産業大臣は、 前二項に定める場合のほ か、 特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定 の取引に

他の国際約束を誠実に履行するため、 より貨物を輸出しようとする者に対し、 国際平 国際収支の均衡の維持のため、 和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するた 外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、 我が国が締結した条約その

承認を受ける義務を課することができる。

(経過措置)

めに必要な範囲内で、

政令で定めるところにより、

第六十九条の五 断される範囲内において、 この法律の規定に基づき命令を制定し、 所要の経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。 又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判